

令和元年 // 月 26 日

磐田市議会議員 寺田 幹根 様

会派名 きずなの会
代表者 山田 安邦

会派行政視察研修等報告書

下記の視察研修等の結果について、磐田市議会政務活動費の交付に関する規則第5条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

期 間	令和元年11月12日(火)～元年11月14日(木) 3日間
視察先 日 程	12日の現地視察時間が午前の為、前泊。 (1) 11月 12日 (火) 時間 9:30 ～11:30 (2) 11月 13日 (水) 時間13:00 ～15:00 (3) 11月 14日 (木) 時間 9:00 ～11:30
参 加 議 員	山田安邦、鈴木正人、戸塚邦彦、小栗宏之
研 修 内 容	<p>【11月12日】 隠岐の島役場 隠岐ユネスコジオパークについて ・世界ジオパーク認定までの経緯 ・認定後の状況(観光と自然保護とのバランス等) ・地域住民への影響</p> <p>【11月13日】 境港市役所 境港市みんなでまちづくり条例について ・条例制定までの経緯 ・条例制定による効果</p> <p>【11月14日】 出雲市役所 出雲市自治会等応援条例について ・条例制定までの経緯 ・条例制定による効果</p>

きずなの会派視察報告

令和元年 11 月 12 日(火) 9:30～11:30

視察先：隠岐の島役場

隠岐の島町の概要

平成 16 年 10 月 1 日、1 町 4 村の合併により誕生

合併時、人口 15,440 人 7,192 世帯 65 歳以上人口 5,196 人 33.7%

令和元年 9 月 1 日現在、

人口 14,109 人 7,118 世帯 65 歳以上人口 5,651 人 40.0%

【調査事項】

隠岐ユネスコジオパークについて

- ・世界ジオパーク認定までの経緯
- ・認定後の状況(観光と自然保護とのバランス等)
- ・地域住民への影響

【説明等】世界ジオパーク推進協議会 事務局長 野邊 一寛 (のべ かずひろ) 様
ジオパークとは

科学的に重要な、あるいは美しい地質遺産がある自然公園の一種。地質遺産だけではなく、歴史や文化、生態系などを含む総合的な公園。最近では「大地の公園」とも訳されている。

世界遺産とジオパークの違い

世界遺産は指定対象物が主役で、対象物の保全保護が目的。

ジオパークは地域資源の保全保護を行いながら、地域資源を活用し地域の活性化を図ることが目的。目的が達成されているか 4 年に 1 度の再認定審査がある。

隠岐ユネスコ世界ジオパークの活動理念

島の子どもたちが、隠岐に生まれたことの誇りを持って隠岐を伝える。

隠岐の人が本当の隠岐について知り、誇りを持って隠岐を伝える。

住民意識が高まり、隠岐について関心が高まれば、それが成果。

住民意識の向上により、観光客に対する声かけが始まり、自然保護につながる。

ジオパークの認定はゴールではなく、ジオパークという手法を使って、隠岐に誇りと愛情を持ってもらい、多くの方に隠岐の魅力を知ってもらう事によって、隠岐を離れた子どもたちが隠岐に帰り、観光客に増加による隠岐の活性化や新たなブランド化による新たな雇用創出がなされる事を目標としている。

【考察】

隠岐の島は後鳥羽上皇・後醍醐天皇が流された所として有名。なぜ隠岐が島流しの場所選ばれたのかと言えば、流された天皇が飢えずに寿命を全う出来る豊かな島だったから。現在の隠岐の島は離島ブームが去り観光客の減少による経済の低落に苦しんでいた。経済の低迷から抜け出す為に手掛けたジオパーク活動は地元に関心を持つ事から始まった。観光客が増加し、島が活性化し、再び豊かな島になる事を目指して。ジオパーク活動が自然保護とばかり考えていた事を恥じるとともに、今後の展開を注目して行きたい。

きずなの会会派視察報告

令和元年 11 月 13 日(水) 13:00～15:00

視察先：境港市役所

人口 34,174 人 14,837 世帯

【調査事項】

境港市みんなでまちづくり条例について

条例制定までの経緯

条例制定による効果

【説明等】

境港市総務部地域振興課長 沼倉加奈子 様より説明があった。

条例制定までの経緯

平成 15 年 7 月 20 日に米子市を合併対象とする住民投票が実施。住民投票の結果は合併せず。境港市は単独で行政運営をする道を選んだ。

単独市制の存続は、これまで以上の厳しい行財政運営が必要であり「住民説明会」や「行政改革推進委員会」等での意見も踏まえ、職員人件費の削減に併せて、住民サービスに係る料金の見直し、補助金の見直しも必要となった。

「まちづくりの原点は自分たちのまちは自分たちで創り上げていくこと」として、市民参加や協働など、まちづくりの仕組みやルールなどを明文化し条例の制定を目指す。

平成 19 年 7 月「境港市みんなでまちづくり条例」施行。

条例制定による効果

条例の目的は、ひとりでも多くの市民が自主的・自発的に「わがまち」のことを考え、自分たちで創り上げていくという誇りを持ち暮らしやすいまちを実現することであり、その目的達成の為に、お金の支援、活動場所の支援、情報の支援、人材の育成支援を行っている。

結果、おんぶにだっこの市から自分たちがやる市へ変わって行った。

【考 察】

隣接の大都市への合併を嫌い、単独市制を選択した市民に対して、行政側は厳しい行財政改革を求めた。「市民が自分たちの力で暮らしやすいまちを実現する」といえば聞こえが良いが、現実には「なんでもやってくれるまちが、自分たちがやらなければならないまち」へ変わった事を意味している。市による住民サービスの質は低下し、補助金はカットされた。住民投票の結果なのだが、市民はどこまで理解した上での投票なのであろうか。年間 300 万人の観光客が訪れる、一見華やかに見える「さかなと鬼太郎のまち」が今後どうなっていくのか。市民はどの様に考えているのか、市の職員はどう思っているのか。大変興味深く、また考えさせられた。

きずなの会会派視察報告

令和元年 11 月 14 日(木) 9:00~11:30

視察先：出雲市役所

人口 171,938 人 66,456 世帯

平成 17 年 3 月 2 市 4 町合併 平成 23 年 10 月 1 町編入 計 2 市 5 町

【調査事項】

出雲市自治会等応援条例について

条例制定までの経緯

条例制定による効果

【説明等】

出雲市議会議員 前議長 福代秀洋(ふくしろ ひでひろ)様及び出雲市総合政策部次長 自治振興課長 三島慎也 様より説明があった。

条例制定までの経緯

議員提案による条例の為、提案者代表として前議長の福代議員から説明があった。

自治会加入率の低下 平成 23 年 72.4% 平成 27 年 69.7% 平成 31 年 61.6%

外国人住民の増加・アパルトマンションの増加・近隣関係の低下・自治会加入のメリットが感じられない・自治会費の負担増等が原因と考えられる。

安心安全な地域の維持や災害時の共助の為にも自治会活動は重要。

条例制定による効果

地域住民、自治会等、事業者、住宅関連事業者、議会、市が連携して自治会加入促進に取り組んでいる。

具体的な施策として

- ・加入促進啓発チラシの作成
- ・自治会加入促進活動への補助金
- ・加入促進委員会の開催
- ・自治会加入の障害である会費と役員の負担軽減策の検討

【考 察】

2 市 5 町が合併して出来た市なので、自治会組織も 7 地域になっていて、自治協会連合会と呼んでいる。その下部組織として 65 の自治協会があり、下部組織 2,400 の町内会となっているとのこと。磐田市が 300 余の自治会である事を思うと、自治会の班が単位町内会になっているのか。自治会現加入世帯が 39,834 との事だとすると平均約 17 世帯で 1 単位町内会であり、町内会から役員を選出し、上部団体の自治協会の手伝いをし自治会費も上部団体への賦課金も払うとなると、なかなか難しいと感じた。